明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

正誤

平成二十九年三月三十一日（号外特第七号）公布法律第二号地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律中、第一条（地方税法の一部改正）中の附則第十五条第四十五項の追加規定及び附則第一条第八号中「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十二日都市緑地法等の一部を改正する法律の公布により「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）」と、附則第一条第七号中「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の公布により「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）」と、附則第一条第十号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）」と、附則第一条第十一号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の公布により「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」となった。

同日（同号外特）公布法律第四号所得税法等の一部を改正する等の法律中、第十二条（租税特別措置法の一部改正）中の第十条の四の追加規定、第四十二条の十一の二の追加規定、第六十八条の十四の三の追加規定及び附則第一条第十号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」となった。

同日（同号外特）公布政令第百六号法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第一条第三号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」となった。

同日（同号外特）公布政令第百七号租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令中、附則第一条第八号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」となった。

同日（同号外特）公布政令第百十四号租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令中、附則第一条第八号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」となった。

同日（同号外特）公布政令第百十六号東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令中、附則第一条第一号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の公布により「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）」と、附則第一条第二号中「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十九日福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布により「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十二号）」となった。

同日（同号外特）公布政令第百十八号地方税法施行令の一部を改正する政令中、附則第一条第四号中「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の公布により「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）」と、附則第一条第五号中「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十二日都市緑地法等の一部を改正する法律の公布により「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）」と、附則第一条第六号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の公布により「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）」と、附則第一条第七号中「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の公布により「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）」と、附則第一条第九号中「農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十九日農業競争力強化支援法の公布により「農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第二十五号）」と、附則第一条第十号中「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十二日都市緑地法等の一部を改正する法律の公布により「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）」と、附則第一条第十一号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十七日原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の公布により「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）」と、附則第一条第十二号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の公布により「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）」と、同第十二条中の第五十七条の四の二の追加規定、第六十八条の五十四の二の追加規定及び附則第一条第十三号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の公布により「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）」となった。

同日（同号外特）公布政令第百十四号租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令中、附則第一条第八号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の公布により「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）」と、附則第一条第九号中「農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十九日農業競争力強化支援法の公布により「農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第二十五号）」と、附則第一条第十号中「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十二日都市緑地法等の一部を改正する法律の公布により「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）」と、附則第一条第十一号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十七日原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の公布により「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）」と、附則第一条第十二号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の公布により「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）」となった。

同日（同号外特）公布政令第百十六号東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令中、附則第一条第一号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の公布により「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）」と、附則第一条第二号中「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十九日福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布により「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十二号）」となった。

同日（同号外特）公布政令第百十八号地方税法施行令の一部を改正する政令中、附則第一条第四号中「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の公布により「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）」と、附則第一条第五号中「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十二日都市緑地法等の一部を改正する法律の公布により「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）」と、附則第一条第六号中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年五月十七日原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の公布により「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）」と、附則第一条第七号中「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）」は、平成二十九年六月二日不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の公布により「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）」となった。

◉号外　八月二十九日付特第一九号
付政府調達第一六四号三二
二ページ●同月三十日付第一八七号三二ページ●同日
ページ●五月二十三日付衆会第二七号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）